

国民年金だより

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。



◆対象になる方

① 高齢基礎年金の受給者

65歳以上、世帯員全員の市町村民税が非課税、前年の公的年金等の収入金額とその他の所得額の合計が**889,300円以下の方**

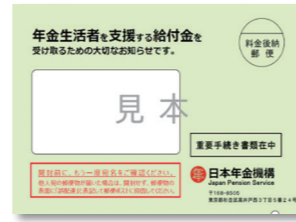
② 障害基礎年金・遺族基礎年金の受給者

前年の所得額が**約4,721,000円(+扶養親族の数×38万円)以下の方**

◆請求手続き

新たに年金生活者支援給付金の対象になる方には、日本年金機構から請求可能な旨のお知らせが届きます。必要事項を記入し、日本年金機構へ郵送してください。

※前年度に受け取った方で、今年度も受給要件を満たしている方のお手続きは不要です。



- お問い合わせ 町民税務課 町民係 ☎37-2114
大河原年金事務所 ☎51-3111
給付金専用ダイヤル ☎0570-05-4092

令和6年10月から 児童手当制度が変わります

児童手当法等の改正により、令和6年10月分(12月支給)から児童手当制度が下記のとおり拡充されます。



◆変更点

	現制度(令和6年9月分まで)	新制度(令和6年10月分から)
対象児童年齢	中学校修了まで (15歳到達後最初の3月31日まで)	高校生年代まで (18歳到達後最初の3月31日まで)
所得制限	所得制限あり	所得制限なし
手当月額	・3歳未満:15,000円 ・3歳以上:10,000円 (第3子以降は小学校修了まで15,000円) ・所得制限限度額以上:5,000円 ・所得上限限度額以上:支給なし	・3歳未満:15,000円 ・3歳以上:10,000円 ・ 第3子以降は一律で30,000円
第3子以降の数え方	高校生年代まで (18歳に到達後最初の3月31日まで)	大学生年代まで (22歳に到達後最初の3月31日まで)
支給回数	年3回(2月、6月、10月)	年6回偶数月(2月、4月、6月、8月、10月、12月) ※拡大後の初回支給は令和6年12月

◆手続き方法について

新たに申請が必要な方には、令和6年9月中に申請書を送付しています。

- お問い合わせ 町民税務課 町民係 ☎37-2114

町民税務課窓口「申請書記入サポートシステム」を設置しました!

町民税務課(役場1階)に「申請書記入サポートシステム」を設置しました。

申請書記入サポートシステムは、下記の利用できる手続きをする場合に、マイナンバーカードや運転免許証等の本人確認証を利用して、申請書に申請された方の「氏名・住所・生年月日」等を自動で印字することができ、手書きする部分が省略され申請書作成の負担を軽くします。



◆利用の流れ



◆利用可能な本人確認証

- ・マイナンバーカード
- ・運転免許証
- ・運転経歴証明書
- ・在留カード
- ・特別永住者証明書

◆利用できる手続き

- ・戸籍証明、住民票等の交付申請
- ・税務証明等交付申請
- ・印鑑登録証明交付申請

- お問い合わせ 町民税務課 町民係 ☎37-2114

一度使ってみませんか? マイナ保険証!



◆マイナンバーカードが健康保険証として利用できます◆

マイナンバーカードが健康保険証として利用できるのは、オンライン資格確認システムを導入している医療機関です。ほとんどの医療機関で導入されており、保険証として利用できるようになっています。



◆安心・便利◆

過去の診療情報などの提供に同意すると、医師・薬剤師等が、過去の診療の情報やお薬の情報を見ることができるようになり、より正確なデータに基づいた適切な医療が受けられるようになります。限度額情報を提供すると、医療費が高額になったとき限度額適用認定証等がなくても限度額を超える支払が免除されます。また、マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。

町民税務課でマイナンバーカードと保険証の連携のお手伝いもしていますのでお気軽にお問い合わせください

- お問い合わせ 町民税務課 町民係 ☎37-2114